
中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による

セーフティネット保証 1 号の認定申請について

■認定要件

次のいずれかに該当することが必要です。

1. 申請者が、当該申請の時点において法第2条第4項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者(再生手続開始申立等事業者)に対して50万円以上の売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)債権又は前渡金返還請求権を有していること。
2. 申請者が、当該申請の時点において当該再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。

■ご持参いただくもの

- 1号申請書 1通
- 1号認定要件確認資料
- 直近の確定申告書、決算書
- 当該再生手続開始申立等事業者が再生手続等申立のため、債権額の確認に使用し裁判所・管財人に提出した債権届出書の写し。
- 債権額が50万円以上の場合は、50万円以上の債権額が確認できる書類の写し(手形・注文書・請求書等)。
- 債権額が50万円未満の場合は、申請者の全取引額のうち当該再生手続開始申立等事業者との取引額が20%以上と確認できる書類。
- 直近の確定申告書申請書の表紙のコピー。
- 許認可証(ある場合)
- 委任状(代理申請の場合)1通

◆認定窓口・お問い合わせ

〒251-0052

藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館 2 階

公益財団法人 湘南産業振興財団 融資担当

TEL 0466(21)3813

FAX 0466(25)4500

◆受付時間

午前 9時～11時30分

午後 13時～16時30分

◎土日祝、年末年始休み

◎添付書類が不足している場合、未記入の箇所がある場合は受付できません。

◎申請書をお預かり後、認定書のお渡しは翌々営業日以降にご連絡を差し上げてのお渡しとなります。